

京都大学国際交流推進機構規程

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第四十七条の四の規定に基づき、京都大学国際交流推進機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第二条 機構は、京都大学における国際交流の推進を図るための全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 海外の教育研究機関、国際機関及び国際学術組織との連携による学術交流及び留学生交流その他全学的な国際交流事業の企画及び実施
- 二 部局が実施する国際交流事業の支援
- 三 その他本学の国際交流の推進に関し必要な業務
- 2 研究・国際部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。
- 3 国際交流センターは、機構が行う第一項各号に掲げる業務の支援を行う。

(機構長)

第三条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。
- 3 機構長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 機構長は、機構の所務を掌理する。
- 5 機構長は、本学の国際交流の推進等について、国際交流担当の理事を補佐し、適切な助言を行う。

(国際交流委員会)

第四条 機構に、京都大学における国際交流に関する重要事項（国際教育プログラム委員会の所掌に属するものを除く。）を審議するため、国際交流委員会を置く。

第五条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 国際交流担当の理事
- 二 機構長
- 三 研究科（地球環境学堂を含む。）の教授又は助教授 各一名
- 四 研究所の教授又は助教授 各一名
- 五 センターの教授又は助教授 若干名
- 六 附属図書館長
- 七 国際交流センター長
- 八 研究・国際部長

九 研究・国際部国際交流課長及び研究・国際部留学生課長

十 その他機構長が必要と認められた教授又は助教授 若干名

2 前項第三号から第五号まで及び第十号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第一項第三号から第五号まで及び第十号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 機構長は、国際交流委員会を招集し、議長となる。

2 機構長に事故があるときは、あらかじめ機構長の指名する委員が、前項の職務を代行する。

第七条 国際交流委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、必要に応じて第五条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、機構長が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国際交流委員会が定める。

第八条 国際交流委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第九条 この規程に定めるもののほか、国際交流委員会及び小委員会の議事の運営その他必要な事項は、国際交流委員会が定める。

(国際教育プログラム委員会)

第十条 機構に、京都大学における国際教育プログラムに関する事項を審議するため、国際教育プログラム委員会を置く。

2 国際教育プログラム委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(留学生担当教員連絡会)

第十一条 機構に、京都大学における外国人留学生及び学生の海外留学に関する部局間の連携を図るため、留学生担当教員連絡会を置く。

2 留学生担当教員連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

(運営委員会)

第十二条 機構に、その運営に関する事項について機構長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

第十三条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 国際交流委員会委員長

三 国際教育プログラム委員会委員長

四 国際交流センター長

五 国際交流委員会の委員 若干名

六 学生部長及び研究・国際部長

七 研究・国際部国際交流課長及び研究・国際部留学生課長

八 その他機構長が必要と認められた者 若干名

2 前項第五号及び第八号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第一項第八号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 第六条、第八条及び第九条の規定は、運営委員会の場合に準用する。

(機構に関する事務)

第十五条 機構に関する事務は、研究・国際部において行う。

(内部組織に関する委任)

第十六条 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。

(雑則)

第十七条 この規程に定めるもののほか、本学の国際交流の推進に必要事項は、国際交流委員会の議を経て機構長が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

(京都大学国際交流委員会規程等の廃止)

第二条 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学国際交流委員会規程(昭和五十二年達示第三十五号)

二 京都大学国際教育プログラム委員会規程(平成十年達示第七十九号)

(京都大学国際交流会館規程の一部改正)

第三条 京都大学国際交流会館規程(昭和五十七年達示第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条を第四条に、第一条の二を第三条に改める。

第五条第一項中「第二条の二」を「第三条」に改める。

(国際交流委員会委員の任期の特例)

第四条 この規程の施行後最初に委嘱する第五条第一項第三号から第五号まで及び第十号の委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、委員ごとに機構長が定める。